仕　様　書

1　件名

西淀川区老人福祉センターに係るアスベスト含有分析調査業務委託（概算契約）

2　履行場所

別紙１のとおり

3　履行期限

令和９年１月 29 日

4　業務概要

本業務は、対象施設において、改修工事を実施するにあたり、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における石綿飛散防止対策の実施要否等を判断する必要があるため、当該施設における建材中のアスベスト含有について定性分析を行う。

5　業務内容

（１）試料の採取、分析

① 試料採取の実施にあたっては、別紙１のとおりとし、採取箇所の詳細位置については発注者と協議のうえ決定する。

② 調査対象について、１つの調査対象につき、施工部位の３か所以上から試料を採取し、これらを合わせて１検体とする。

③ 試料採取にあたっては、アスベスト分析マニュアル【第２版】（令和４年３月厚生労働省）第１章建築物の解体・改修作業に係る石綿の事前調査方法 1.8.2 石綿を含む可能性のあるものの種別による試料採取の注意事項を参照のうえ、実施すること。

（２）分析項目

試料中のアスベスト（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの６種類）含有の有無についての定性分析

6　業務実施資格者

次の（１）、（２）の要件を満たしていること。

（１）試料採取者として、次のいずれかの資格（経験）を有していること。

①一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者（石綿調査診

断士）
② 石綿作業主任者技能講習終了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
③「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者

（２）含有分析実施者として、次のいずれかの資格を有していること。
① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析にかかるクロスチェック事業）」により認定されるAランクの認定分析技術者又定性分析に係る合格者
② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
④一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
⑤一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。ただし、仕様書において指定された業務及び採用分析方法に係るものに限る。

7　業務の実施

（１）作業計画書の作成
・業務着手に先立ち、試料採取手順、分析方法等をまとめた作業計画書を作成し、発注者の承諾を受けること。

（２）試料の採取、分析
・試料の採取にあたっては発注者と、日時等の調整を十分に行うこと。
・試料の採取か所は、発注者の指示する場所とし、試料採取数、分析検体数は別紙１に示すとおりとする。なお、採取場所は、手の届く場所を基本とし、天井及び庇裏等については脚立足場等により行うものとする。ただし、その費用は受注者の負担とする。
・試料の採取は、粉じんが飛散しないように採取面を常に湿潤状態に保ちながら行うこと。また、試料採取後は飛散防止固化材等により採取痕を固化すること。
・採取にあたっては、防じんマスク、手袋、保護衣（JIS T 8115 浮遊固体粉じん防護用密閉服タイプ５又は同等品）を着用し作業すること。
・アスベスト含有の分析方法については、JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2 による測定方法を用いて分析を行うこと。
・分析結果は確定次第、電子メールまたはFAXにて速報を提出すること。
・試料の採取状況、採取痕の固化状況、採取試料、分析状況及び防じんマス

ク、手袋、保護衣の着用状況等は、黒板等を用い工程写真を撮影し提出すること。

（３）調査結果報告書（成果物）の提出

①分析結果及び記録事項　　２部提出

②写真（採取前・後、粉じん防止措置後）及び採取箇所図　２部提出

・①及び②は紙媒体とし、調査結果報告書には、各調査対象における石綿含有の有無の判定結果について記載するとともに、適宜調査箇所の写真等を添付すること。

・①及び②の電子データを記録したＣＤ－Ｒ（※）　２枚提出

（※）受注者は、ＣＤ－Ｒの納品の際には、ウイルス対策ソフトで検査を行い、不正なプログラムの混入を阻止し、安全性を確保するものとし、ウイルス対策ソフトにより検査を行ったことに関する確認書（様式は問わないが、下記エの内容を記載したもの）を発注者に提出するとともに、成果品の盤面に次に掲げる事項を記載するか、又は次に掲げる事項を記載したラベルを貼付すること

ア　業務名称(契約名称)及び成果品の名称

イ　作成年月

ウ　発注者名及び受注者名

エ　ウイルスチェックに関する情報

(ｱ)　使用したウイルス対策ソフトの名称

(ｲ)　ウイルス(パターンファイル)定義年月日

(ｳ)　ウイルスチェックを行った年月日

８　概算契約

本契約は概算契約とし、履行完了時点で数量を確定する。そのため、受注者は契約締結時に、別紙２「業務委託料内訳書」に設定単価及び金額等を記入し、発注者に提出すること。契約の確定にあたっては、「業務委託料内訳書」記載の分析費単価に確定数量を乗じた額とする。

原則として、分析費以外の部分は数量変更を行わないものとする。

９　再委託について

（１）業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

②建築物の石綿定性分析調査業務（５．業務内容に記載の内容）

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡

易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、（１）及び（２）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（４）地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

10　その他

（１）試料の採取・分析にあたっては、アスベスト分析マニュアル【第２版】（令和４年３月厚生労働省）、大気汚染防止法、石綿障害予防規則等各種法令はもとより、大阪府及び大阪市条例等についても確認のうえ、それら各種法令及び条例等に則った調査を行うこと。

（２）受注者は、本調査業務における業務責任者を選任し、発注者に連絡すること。

（３）受注者は、業務責任者に際しては使用人等を適時安全対策、環境対策、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、業務等が適正に遂行されるように、管理及び監督を行わなければならない。

（４）本業務の履行に必要な資材等（作業用電源及び水含む）は、全て受注者にて準備するものとし、その費用は受注者が負担すること。なお、対象施設においては、電気、ガス及び水道の使用はできない。

（５）採取した試料については、分析調査完了後、受注者の責任において適正に処分するものとし、その費用は受注者が負担すること。

（６）本業務が完了した際には、受注者は、調査結果報告書とともに業務完成届を発注者に提出し完了検査を受けること。

（７）成果品納入後にあっても、成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正すること。

（８）本業務で知り得た情報及び分析調査の結果を他に漏らしてはならない。

（９）本業務にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ決定すること。
(10) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。
(11) 契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。

11　事業担当

大阪市福祉局高齢福祉課

電話：06－6208－8054

実施一覧

施設名	西淀川区老人福祉センター
住所	大阪市西淀川区佃2-9-5

試料番号	試料採取場所			検体数
	階	室名等	場所	
①			ブロック塀外側	2
②			ブロック塀内側	2

合計検体数	4

別紙２

アスベスト含有分析調査業務委託（概算契約）

業務委託料内訳書

単位：円

No.	項目	数量※	単位	単価	金額※
1	試料採取費 （材工費、運搬費等含む）	1	式		
2	定性分析費 【測定方法：JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2】	4	検体		
3	諸経費 （報告書作成費等）	1	式		
業務委託料総額（税抜）					
消費税及び地方消費税相当額					
業務委託料総額（税込）					

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること。 この金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

令和　　年　　月　　日

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特　記　仕　様　書

（条例の遵守）【5 条関係】

第 1 条　受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成　18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第 2 条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

そ　の　他　特　記　仕　様　書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：０６－６２０８－７９１１）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
  ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
  https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。